

技能実習制度、育成労制度、特定技能制度について

協同組合JBS
名古屋市北区秋葉通1-13-1
TEL:052-934-7468

項目	技能実習制度 ~2027.4.1	育成労制度 2027.4.1~	特定技能制度
関係法令	出入国管理及び難民認定法 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律	出入国管理及び難民認定法 外国人の育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する法律	出入国管理及び難民認定法 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令 特定技能の規定する産業上の分野等を定める省令
趣旨	人材を育成する国際貢献	人手不足分野における人材の育成・確保目的	人手不足分野への対応
在留資格	技能実習1号、2号、3号	育成労	特定技能1号、2号
在留期間	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内	3年間	特定技能1号：1年または2年間以内で通算5年 (特定技能1号途中でも2号移行可能) 特定技能2号：3年・1年又は6ヶ月ごとの更新で期限なし
技能検定	技能検定基礎級（1年目） 過試不合格の場合は、途中帰国 技能検定試験3級（3年目）	技能検定基礎級等+日本語試験（1年目）⇒合格が本人意向の転籍の条件 不合格の場合でも3年就労可能 技能検定試験3級（3年目）	特定技能1号の間、特定技能評価試験2号毎回も受験可能 合格した場合、職種の要件に満たして、特定技能2号に変更可能
在留期間満了	同一職種の場合、試験免除で特定技能移行可能 職種変更する場合は、特定技能1号評価試験に合格が必要	特定技能に移行する場合は、試験合格が必要 3年を経過した場合であっても、特定技能1号への移行に必要な技能・日本語能力に係る試験に不合格となったときには、最長1年の範囲内で、一定の在留継続を認める方針としています。	特定技能2号評価試験に合格が必要 特定技能2号への移行の際、評価試験に不合格となったときには、最長1年の範囲内で、経過措置がある
候補者	海外の技能実習と同種の業務に従事した経験者	要件なし	①日本、海外の各分野の技能試験及び日本語試験に合格等している者 ②技能実習2号を良好に修了した
募集方法	監理団体、送り出し機関を通じて行う	監理支援団体、送り出し機関を通じて行う	受け入れ企業直接又は国内、外のあっせん機関を通して募集
人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり 建設は常勤職員の総数を超えないこと（優良な実習実施者は免除） 介護は事業所常勤介護職員の総数を超えないこと	常勤職員の総数に応じた人数枠あり 育成労実施者の常勤の職員の総数の20分の3（15%） 優良要件適合した場合は、基本人数枠の2倍 条件満たして最大基本人数枠の3倍	建設業、介護業以外は人数制限がない 建設は常勤職員の総数を超えないこと 介護は事業所単位の日本人等の常勤介護職員の総数を超えないこと
入国の要件	要件なし (介護職集のみN4要件あり)	日本語能力A1(N5程度)、またはそれに相当する日本語講習の受講	特定技能1号評価試験及び日本語試験合格 技能実習2号を良好に修了した外国人は免除
企業の要件	技能実習移行対象職種該当する（別紙） 技能責任者、技能実習指導員及び生活指導員を配置 事業所の技能実習責任者講習 建設業の場合はプラス、建設業許可、建設キャリアアップ登録	受け入れ対象分野別の協議会に加入していること 育成労責任者育成労指導員及び生活指導員を配置 養成講習が義務付け 過去1年育成労実施者責めに帰すべき事由により育成労外国人の失踪を発生させて 過去1年育成労外国人に従事させる業務と同種の労働者を離職させていないこと	受け入れ企業等が認められた産業分類に該当する（別紙） 受け入れ企業等が外国人支援を行う体制を備えている 特定技能外国人受け入れ協議・連絡会に加入 建設業の場合は建設業許可、建設キャリアアップ登録、JAC会員登録
監理支援人数	要件なし	担当者1人につき、40人以下の育成労外国人 担当者1人につき、8以下の育成労所属機関	支援担当者1人につき、50人以下の特定技能外国人（R9.4～） 支援担当者1人につき、10以下の所属機関（R9.4～）
雇用形態	直接雇用	直接雇用（農業、漁業は派遣可）	直接雇用（農業、漁業は派遣可）
監理・支援	監理団体	監理支援団体	登録支援機関
職種	91職種168作業	14分野 建設(土木・建築・ライフライン) 介護 農業 ピルクリーニング 工業製品製造業造船・船用工業 宿泊 飲食料品製造業 外食業 木材産業 鉄道 林業 自動車運送業(トラック・タクシー・バス) 航空 (グランドハンドリング・整備)	16分野
活動内容	技能実習認定計画に基づく「主たる技能」「必須業務」に全体の就労時間の2分の1以上従事するほか、それぞれの業務区分の範囲内において当該業務と関連する業務に従事することができます。	育成労認定計画に基づく「主たる技能」を修得するためには「必須業務」に全体の就労時間の3分の1以上従事するほか、それぞれの業務区分の範囲内において当該業務と関連する業務に従事することができる。	特定産業分野に属する相当程度の知識 又は経験を必要とする技能を要する業務
入国前講習	必要	必要	不要
入国後講習	実習期間の6分の1 入国前160時間以上講習を受けた場合は、12分の1に短縮	A1未合格 320時間以上（入国6ヶ月以内、160時間講習を受けた場合は、160時間） A1合格 220時間以上（入国6ヶ月以内、110時間講習を受けた場合は、110時間）	生活オリエンテーション（登録支援機関の場合）8時間以上 建設業の場合、特定技能受け入れ講習（建設業の場合 FITS）6時間
転職	原則不可 (技能実習2号から技能実習3号へ移行時は可能)	転籍可能 要件あり（育成労産業分野ごとに分野別運用方針で定める1年以上2年以下（下の範囲））	転籍可能 ・同一の業務区分内、転職可能。 ・技能評価試験に合格他の職種に転職可能
一時帰国	実習実施者、監理団体と実習生協議	一時帰国を希望する場合は必要な休暇を取得させるのが必要	一時帰国を希望する場合は必要な休暇を取得させるのが必要
巡回指導	技能実習1号の場合は1ヶ月に1回 技能実習2号、3号は3ヶ月1回監査	育成労実施者に対し3月に1回以上 育成労外国人の育成労の期間が1年を超えるまで 1ヶ月に1回	3ヶ月1回面談
入国情費	受け入れ側負担	受け入れ側負担	本人負担（送り出し国によって違う場合がある） 紹介手数料かかります
帰国情費	受け入れ側負担	受け入れ側負担	本人負担
特定技能へ移行	同一職種の場合、特定技能評価試験免除	特定技能評価試験合格が必要	